

江東区立中学校等外国人講師事業委託プロポーザル実施要領

1 目的

江東区では、区立中学校の英語科、義務教育学校、有明中学校と施設一体型連携教育校である有明小学校及び小中一貫校である有明西学園の外国語活動等における「聞くこと、話すこと」を重視した学習の充実を図るために外国人講師を配置し、児童・生徒に別紙「英語スタンダード」において詳述している内容を確かに定着させるとともに、生きた英語の力を習得させることを目的とした外国人講師事業を行っている。

本事業目的を果たすために、人材派遣だけではなく、学習指導要領に即した学校ごとに適する指導・配置計画の作成や、配置先各学校から外国人講師の授業等の評価を聴取して人材管理を行うことで、より質の高い英語教育を推進する必要があることから、公募型プロポーザルにより業者を選定し、外国人講師事業を委託することとする。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、業務実績が良好かつ仕様（学級数・実施時間数は除く）が変更にならない場合、契約を2回まで更新することができる。

(3) 事業規模（委託上限額）

1時間当たり：11,750円まで（消費税抜）

年間概算額：118,475,250円（消費税抜）

※（1）業務内容に示す業務は全て同一の時間単価とする。

(4) 実施学級数

・全中学校（23校）・義務教育学校（後期課程）

令和8年4月6日現在の学級数とする。

第1～3学年 254学級（予定）

特別支援学級 25学級（予定）

・有明小学校・義務教育学校（前期課程）

令和8年4月6日現在の学級数とする。

第1・2学年 15学級（予定）

第3・4学年 16学級（予定）

第5・6学年 16学級（予定）

特別支援学級 4学級（予定）

(5) 実施時間数（年間）

① 全中学校（23校）・義務教育学校（後期課程）

	項目	時間数・内容
1	英語科指導	1学級あたり35時間 ※特別支援学級は1学級あたり5時間
2	英語科教員を対象とした	1回2時間・年間5回実施

	研修会	
3	特別活動指導等	上記英語科指導の時間数を超えない範囲で、受託者と教育委員会の協議による

②有明小学校・義務教育学校（前期課程）

	項目	時間数・内容
1	学習指導	第1学年から第2学年は1学級あたり12時間 第3学年から第4学年は1学級あたり18時間 第5学年及び第6学年は1学級あたり35時間 ※特別支援学級は1学級あたり5時間
2	担任教員を対象とした研修会	1回2時間・年間5回実施

(6) 合計実施時間数（年間）

10,083時間

・英語科指導、学習指導

・全中学校（23校）・義務教育学校（後期課程）

第1～3学年 254学級（予定）×35時間＝8,890時間

特別支援学級 25学級（予定）×5時間＝125時間

・有明小学校・義務教育学校（前期課程）

第1・2学年15学級（予定）×12時間＝180時間

第3・4学年16学級（予定）×18時間＝288時間

第5・6学年16学級（予定）×35時間＝560時間

特別支援学級 4学級（予定）×5時間＝20時間

・英語科教員、担任教員を対象とした研修会

1回2時間×年間10回＝20時間

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 東京都内に本社または営業所等があること。
- (7) 直近3年以内（令和5年度～令和7年度）に東京都または東京都内区市町村から提案業務と同種の業務を受託した実績があること。

4 スケジュール（予定）

（１）実施要領の公表期間

令和7年10月27日（月）～令和7年11月19日（水）

（２）質問受付期間

令和7年10月27日（月）～令和7年11月12日（水）午後5時まで

（３）質問回答日

令和7年11月14日（金）

（４）参加表明書の提出期限

令和7年11月19日（水）午後5時厳守

（５）企画提案書等提出期限

令和7年11月26日（水）午後5時厳守

（６）第1次審査

令和7年12月中旬

（７）第2次審査

令和8年1月中旬～下旬

（８）最終選定結果通知

令和8年2月上旬

5 参加手続

（１）実施要領の公表

ア 公 募 期 間：令和7年10月27日（月）～令和7年11月19日（水）

イ 公 募 方 法：区ホームページにて公表

（２）質疑・回答

ア 質問受付期間：令和7年10月27日（月）～令和7年11月12日（水）午後5時まで

イ 質 問 方 法：質問書【様式2】を電子メールにより下記「10 担当部署」に記載のメールアドレスまで提出

ウ 回 答 日 時：令和7年11月14日（金）

エ 回 答 方 法：質問への回答は江東区 HP (<https://www.city.koto.lg.jp/>) に掲示し、個別の回答は行わない。

（３）応募書類の提出

ア 提 出 期 限：参加表明書・・・令和7年11月19日（水）午後5時厳守
企画提案書等・・・令和7年11月26日（水）午後5時厳守
※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提 出 方 法：持参（平日の午前9時～午後5時）のみ
※持込み先は、「10 担当部署」まで

6 応募書類

（１）参加表明書【様式1】・・・1部

（２）企画提案書（任意様式）・・・正本1部、副本8部

- ・「（別紙）提案事項」の内容を必ず含んだものを作成すること。
- ・正本には【様式4】、副本には【様式5】の表紙をつけること。
- ・A4縦版・横書き・両面印刷 20ページまでとする（但し表紙は含まず、片面

を1ページとすること)。

- ・文字のサイズ、フォント及び印刷方法(白黒・カラー)は指定しない。
- ・図や表の挿入は可とする。

※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

※表紙を除き社名、担当者名等、提案者名が特定できる表現を記載しないこと。

(3) 価格提案書(見積書)・・・1部

- ・任意様式とする。
- ・宛名は「江東区立中学校等外国人講師事業委託事業者選定委員会 委員長」で作成すること。
- ・金額は税抜で1時間当たりの単価、年間の合計額、内訳(単価×実施時間数)を表示すること。

(4) 定款またはこれに代わるもの・・・1部

(5) 直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)・・・1部

※決算が確定している直近3年のもの

(6) 納税証明書(法人税・法人事業税・消費税・地方消費税)・・・1部

※発行日から3ヶ月以内のもの

(7) 直近3年以内(令和5年度～令和7年度)の東京都または東京都内区市町村における同種業務の受託実績が確認できる資料(契約書の表紙等)の写し・・・1部

※提出時期については、「4 スケジュール」のとおり

7 選定・評価方法

(1) 選定基準

別紙「選定基準」のとおり

(2) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(3) 評価方法

企画提案書・価格提案書・ヒアリング及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づいて、評価する。

①第1次審査

応募書類の書類審査を行い、合計点が高い順に最大3事業者を第1次審査通過事業者として選定し、第2次審査の対象とする。

審査結果は応募した全ての事業者に電子メールで連絡する。

第1次審査通過事業者には、第2次審査の実施日・実施方法をあわせて通知する。

②第2次審査

第1次審査を通過した事業者によるプレゼンテーション(15分)及びヒアリング(10分)、応募書類により審査を行う。本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと

実施日・方法等は別途通知する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点(第1次審査・第2次審査の合計)が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、第2次審査の評価点が高い事業者を候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点が6割に満たない場合は、候補者として選定しない。

(5) 選定結果の通知

候補者選定後、第2次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を郵送で通知する。
また、契約締結後、下記項目において江東区 HP (<https://www.city.koto.lg.jp/>) において公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- ① 候補者の名称、総合点及び選定理由
- ② ①以外の参加者の名称及び総合点
 - ※①以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(6) その他

- 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
 - ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
 - エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
 - オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - カ 応募資格を満たさなくなった場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届【様式3】を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届【様式3】により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、

- 提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
 - (7) 提出された書類は返却しない。なお、提出書類について情報公開請求があった場合は、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
 - (8) 本業務の実施及び予算額については、令和8年第1回区議会定例会における令和8年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となることがある。また、令和9年度及び令和10年度において委託継続となった場合の委託契約の時間単価は、当初提案額を上回ることはない(ただし学級数による金額の変動は除く)。
 - (9) 電子メールや郵便等の事故については、江東区はいかなる責任も負わない。

10 担当部署

江東区教育委員会事務局教育支援課教育支援係 鵜田

所在地：〒135-0016 江東区東陽2-3-6 教育センター2階

TEL：03-3647-9307

FAX：03-6458-6087

E-mail：582100@city.koto.lg.jp